

議案第 36 号

専決処分の承認を求めることについて

下記事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和 3 年 3 月 31 日専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 3 年 4 月 27 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

記

東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例

東京都板橋区特別区税条例（昭和 39 年板橋区条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 37 条の 6 第 1 号及び第 2 号中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

付則第 5 条の 2 の 2 中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加え、「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 12 月 31 日」に改める。

付則第 5 条の 3 第 2 項中「同条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を、「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

付則第 6 条第 1 項中「第 5 項」を「第 8 項」に改め、同条第 3 項中「この項及び次項」を「この条」に改め、同条第 6 項を同条第 9 項とし、同条第 5 項の次に次の 3 項を加える。

6 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第 39 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度

分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
付則第6条の2第1項中「第6項」を「第9項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の東京都板橋区特別区税条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に取得された三輪以上の軽自

動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(説明)

地方税法の改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の税率区分及び臨時的軽減並びに賦課徴収の特例に係る規定を改めるほか、所要の規定整備をする必要があった。